

韓国の被爆者問題

「韓国人の被爆者を
救え」との [REDACTED] さん
の投書にお答えいたし
ます。

韓国人被爆者問題に
ついては従来より在韓
日本国大使館より報告
を受けており、被爆者数
は1573名だとの韓
国原爆被害者援護協会
の話は聞いております。

ところで、日本に
ついては [REDACTED] さんも御存知の
こと、思いますが、従来
被爆者には「原爆医療法」
が適用されておりました
たが、さるに本年9月1

日よりに特別措置法
 が施行され、該当者に
 特別手当が支給される
 こととなりました。原
 爆医療法及び特別措置
 法は、属地法の建前をと
 っており、その下、外国
 人下あっても、日本国内
 に居住する場合には、同
 法の適用を受けること
 ができます。韓国人が
 日本に居住している場
 合、この適用を受けられ
 ることはもちろんです
 。したがって、日本に居
 住している韓国人被爆
 者は、日本人被爆者と同
 じ取扱いを受けている
 わけです。

韓国に居住する韓国

人については、(韓国(大韓
 民国)は独立国家であり、
 日韓条約により、日本政
 府が原爆医療法等を適
 用する余地はありません。
 が、被爆者問題は、人道
 的観点からも御指摘のとおり、
 問題です。ので、日本政府
 としてもかねてより何
 るかの形の協力ができ
 るいものか検討してお
 りました。協力の方法
 については種々考えら
 れますが、被爆患者の治
 療は長期間を要するも
 のなので、日本政府とし
 ては、韓国よりの原爆医
 療関係の研修を重く受入
 れ、被爆者治療のための
 必要な知識・技術を習得

して、もう「いぬゆる」(「匠
 師づくり」)の「最善だ
 との結論に達し、既に外
 務省より在韓日本大使
 館には訓令済みであるの
 下、まもなく韓国政府に
 提案する予定で、す。

なお、今回の孫貴達の場合、
 密入国者ではありましたが、
 本人より「痔瘻」
 患者であり、その治療の
 ため密入国したとの申し
 立てがあり、したの
 で、現在、飯森改^局の措置を
 とり、云島原療病院で精
 密検査を行ってあります。